

第 3 期中期目標骨子案・考え方

1. 根拠法令

地方独立行政法人法第 25 条に基づき、地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）を設立団体の長が定めるもの。

2. 考え方

神戸市民病院機構は平成 29 年 4 月 1 日から西神戸医療センターの移管、11 月 1 日から先端医療センター病院を中央市民病院と統合し、12 月 1 日から神戸アイセンター病院を開院した 4 病院体制となり、それぞれの病院の役割に応じた医療を提供していることから、第 3 期中期目標についての主な考え方は以下のとおりとする。

(1) 評価方法

- ・第 2 期中期目標期間までは病院ごとの個別評価を実施していなかったが、第 3 期中期目標期間では機構全体としての評価を行うとともに、病院ごとの個別評価の実施について検討

(2) 項目設定（詳細については、[資料 2-2](#) 第 3 期中期目標（案）の骨子を参照）

- ・第 2 期中期目標は神戸アイセンター病院を除き、全項目が共通項目であったが、第 3 期中期目標期間は病院ごとの個別評価を実施するため、各病院の重点目標を記載した病院ごとの項目を新たに設定
- ・各病院共通して取り組むべき事項は、「市民病院としての役割における共通事項」を新たに設定し、共通事項をまとめて記載
- ・「その他」の項目に記載されていた「PFI 事業の円滑な推進」、「市関連病院との連携」は大項目から削除。「医療産業都市における役割」の項目は「その他」の大項目から中央市民病院、アイセンター病院の役割内に移動
- ・以上により、「その他」の大項目を削除
- ・「効率的な業務運営体制の構築」を、業務運営の改善及び効率化に関する事項内に新設

(3) 内容（詳細については、[資料 2-3](#) 第 3 期中期目標骨子案を参照）

◎第 2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

- ・冒頭に地域医療構想を踏まえた 4 病院の役割を明記し、各病院の役割を踏まえた医療の提供を病院毎に新設

1 中央市民病院の役割を踏まえた医療の提供

- ・従来の救急医療などの政策的医療の記載に加えて、神戸医療産業都市における役割、治験・臨床研究実施体制の拡充、地域がん診療連携拠点病院としての役割、経常収支目標の達成などについて記載

2 西市民病院の役割を踏まえた医療の提供

- ・従来の救急医療・小児周産期医療などの政策的医療の記載に加えて、地域連携、認知症対策の強化、健康格差縮小に向けた取り組み、経常収支目標の達成などについて記載

3 西神戸医療センターの役割を踏まえた医療の提供

- ・従来の救急医療・小児周産期医療などの政策的医療の記載に加えて、地域がん診療連携拠点病院としての役割、地域連携、経常収支目標の達成などについて記載

4 神戸アイセンター病院の役割を踏まえた医療の提供

- ・神戸医療産業都市における役割、治験・臨床研究に関する取り組み、ロービジョンケアとの連携、経常収支目標の達成について記載

5 市民病院としての役割における共通事項

- ・災害時における医療、安全で質の高い医療を提供する体制、患者の権利尊重、市民への情報発信、地域包括ケアシステム推進への貢献について記載

◎第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 優れた専門職の確保と人材育成

- ・優れた専門職の確保及び育成、人材育成における地域貢献、職員が意欲的に働くことのできる人事給与制度について記載

⇒これまでの「働きやすくやりがいの持てる環境づくり」を整理・統合

2 効率的な業務運営体制の構築

- ・4病院体制におけるガバナンスの発揮、市民病院間における情報連携体制の強化について記載

⇒法令及び行動規範の遵守に関する項目や、目標管理に関する事項、医療情報のシステム連携を含む病院間の情報連携体制などについて集約

◎第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

1 安定的な経営基盤の維持

- ・収入の確保及び費用の合理化、計画的な投資について記載

⇒従来の目標に加えて、新患者数の確保と適正な在院日数による病床運営や、4病院体制のメリットを生かした費用削減を記載